

こんなときは
住まいるダイヤルへ
ご相談ください！



「契約関連」の相談

契約を結ぶとき、
どんなことに
気をつければよいか
教えて欲しい



契約内容について
事業者と
トラブルになっている

「不具合関連」の相談

「言った言わない」で
事業者とトラブルに
なっている



新築した住宅の
雨漏りを事業者が
直してくれない！

「リフォーム」の相談

リフォームをしたいけど
いくらくらい必要か
わからない



工事を始めた後に
追加の工事費用が
必要だと言われた

国土交通大臣指定の相談窓口



住まいる
ダイヤル®

0570-016-100

受付
時間

10:00～17:00

(土、日、祝休日、年末年始を除く)

ナビダイヤルの通話料金がかかります。

ナビダイヤル以外に03-3556-5147 もご利用いただけます。

まずは、参考となる事例を
WEBサイトでチェック！

住まいるダイヤル



www.chord.or.jp



リフォーム事業者を お探しの方へ

参考になる情報検索サイトを
ご紹介します。



● リフォームかし保険を利用できる事業者の検索
(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のWEBサイトで、住所
から検索することができます。

※リフォームかし保険は、リフォーム工事の検査と保証がセットになった保険で、リフォーム事業者が保険に加入します。工事にかし(欠陥)があった場合には、保険で対応できるので安心です。

● 住宅リフォーム事業者団体に登録している事業者の検索
(一社)住宅リフォーム推進協議会のWEBサイトで、検索
することができます。

国土交通大臣指定

発行：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番7号九段センタービル3階

2024年6月版

国土交通大臣指定の相談窓口

住まいる
ダイヤル®



リフォーム後に雨漏り！



新築なのに壁にひび割れ！

住まいの「困った！」が
解決できない時の相談窓口です。



国土交通大臣指定

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤルとは？

住まいるダイヤルは、住宅品質確保法に基づき、「住宅紛争処理支援センター」として国土交通大臣から指定を受けた(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口の愛称です。住宅専門の相談窓口として、年間**3万件以上**の相談を受けています。

国土交通大臣指定の相談窓口



受付時間 10:00～17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

ナビダイヤルの通話料金がかかります。

ナビダイヤル以外に**03-3556-5147** もご利用いただけます。

まずは、参考となる事例を
WEBサイトでチェック！



住まいるダイヤル

www.chord.or.jp



住まいるダイヤルでの相談サービスのご案内

1



電話相談

(相談料無料)

POINT

評価住宅、保険付き住宅
であれば、WEBサイトから
電話相談の予約が可能

住まいについてのいろいろなご相談

● 安心して利用できる相談窓口です。

住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
公正・中立な立場から、年間3万件以上の電話相談をお受けしています。



● 資格を持った相談員がお答えします。

建築士の資格を持ち、住宅に関する幅広い知識を備えた相談員が、
専門的な見地からアドバイスします。

リフォームの費用が
どれくらいか分からない……

見積りをとったけど、
見方がよく分からない……

リフォーム見積チェックサービス(無料)

リフォームの見積に関するご心配、疑問について、何でもご相談ください。
契約前の見積書・図面をお送りいただければ、そのチェックを行います。



2

専門家相談

(原則無料)

弁護士・建築士による対面相談です。
各都道府県にある弁護士会で行います。

● ご利用いただける方

- ・評価住宅、保険付き住宅の取得者または供給者等
- ・住宅リフォーム工事の発注者または発注予定者
- ・既存(中古)住宅の買主



POINT

オンラインのWEB相談にも対応(一部の弁護士会)

住まいるダイヤルで受付

3

紛争処理

(申請料1万円※)

手続は3種類

あっせん 調停 仲裁

各都道府県にある弁護士会の専門家(弁護士・建築士等)が、
公正・中立な立場で関与する紛争解決手続です。

● ご利用いただける方

- ・評価住宅、保険付き住宅の取得者または供給者等

POINT

プライバシーの保護

迅速な解決

費用は申請料のみ



※一部の保険付き住宅は、申請料が異なる場合があります。詳しくはWEBサイトをご覧ください。

■ 評価住宅:「住宅品質確保法」に基づく住宅性能表示制度を利用して建設住宅性能評価書が交付された住宅

■ 保険付き住宅:「住宅瑕疵担保履行法」に基づく瑕疵保険が付された住宅

～お住まいの住宅が評価住宅か保険付き住宅かわからない場合は、住まいるダイヤルにお電話ください～